

議 事 録

令和6年度四万十町農業委員会7月総会

日 時 令和6年7月26日（金）午後1時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁 多目的ホール

日 程

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第1 | 指定第7号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第8号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 議案第15号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第4 | 議案第16号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第5 | 議案第17号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第6 | 議案第18号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第7 | 議案第19号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について |
| 第8 | 報告第6号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について |
| 第9 | 報告第7号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 第10 | 報告第8号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第11 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 欠席 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 欠員 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 真弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 欠席 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 欠席 | 34. 平野 直人 |
| 35. 欠席 | 36. 上野 渡 | 37. 欠席 | 38. 秋田 公幸 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- | | | | | |
|---------|----------|----------|----------|-----------|
| 1 下元 弘章 | 21 岡村 博晶 | 25 常石 幸浩 | 30 澤田 憲男 | 33 橋本 健太郎 |
| 35 山崎 力 | 37 佐々木 通 | | | |

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・田村 亮・森光 愛・山陸 聖弥・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中集まっていただきましてありがとうございます。本日はJAの方で、販売拡大大会という大会がございますので、今日ここに来ておられる方も、後で抜けるという方もおりますので、時間調整をお願いいたしました。議題も含めて、順番を変えて、議決のいる部分を先にやりたいと思っております。

それとこの間、兵庫県加古川市の農業委員会の方に視察に行っていました。23名で行ってまいりまして、都市近郊の農業ということで、一次産業の本町の農業とは少し違いますが、いろんな取り組みをしているということで、ブロックに分けて活動したりとか、いろんな食育活動をやったりとか、それぞれがチームで別れてパトロールをやったりとか動いておりました。いろいろ参考になる点もたくさんあったと思います。今期の最後の視察研修となりましたが、バスの中も和やかでいい研修になったと思います。報告させていただきます。

それと昨日からニュースで、山形、秋田の方ですごい大洪水が起きております。ここらは降っておりません。水が欲しい状態ですが、山形の方では本当に大変な被害が出ております。これから台風シーズンでありますので気をつけていただきたいと思います。あと、今月と来月、あと1ヶ月の任期にはなりましたが、引き続きよろしく願いいたしたいと思っております。

議長

ただ今から、令和6年度四万十町農業委員会7月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひします。

通常であれば、憲章朗読を行う所ですが、時間の都合で今回は省かせていただきます。

議長

本日の会議に、1番 下元弘章委員、21番 岡村博晶委員、25番 常石幸浩委員、30番 澤田憲男委員、33番 橋本健太郎委員、35番 山崎力委員、37番 佐々木通委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員14名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第7号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和6年度四万十町農業委員会7月総会の会期は、令和6年7月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第8号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。

四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 12 番 竹村加壽子委員と 36 番 上野渡委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 議案第 15 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 15 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。

議案書は 9 ページからです。申請地の位置は添付資料の 19 ページからになります。

件数につきましては窪川地域の 2 件、西部地域の 3 件、計 5 件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、平串字庵ノ前 151 番、地目、畑、面積 244 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、栗を栽培する計画となっております。

続いて番号 2 番 土地の所在地、大井野字船戸 770 番 1、地目、田、面積 1,551 m²、外 3 筆あり、合計 4 筆、面積計 9,280 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

窪川地域は以上です。

続きまして西部地域です。

番号 3 について説明します。土地の所在地、下津井字シンカイ 578 番、地目、畑、面積 110 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、水稻と野菜を栽培する予定です。

続きまして番号 4 土地の所在地、十川字石神 1381 番 1、地目、畑、面積 118 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、栗等を栽培する予定です。

続きまして番号 5 土地の所在地、里川字下モ木 190 番 1、地目、畑、面積 997 m²です。外 6 筆あり計 7 筆、面積は 2,747 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、野菜、水稻を栽培する予定です。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案第 15 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足をお願いします。番号1番。29番 石田芳秋委員。

29番 今月23日に譲渡人から24日に譲受人の方に確認を致しました。現地は畑の状態です。会社組織みたいになってますんで、全体では150日ぐらいの作業は受け負わせてやられているということを確認しております。ここの農地については他に迷惑をかけないように、維持管理して栗を植えることは確認しております。取得する農地の周りはずべて、譲受人の土地ですんで、譲受人の土地の中にぼつりとありますんで、ここへ迷惑をかけることはないと考えます。譲渡人は、高齢で、もう作業できないということで売買に至ったということを確認しております。

議長 続きまして番号2番。事務局。

事務局 番号2番補足説明について岡村博晶委員より伝言を預かっております。

番号2番について7月24日に現地確認、25日に譲渡人、譲受人双方に電話にて聞き取りをしました。土地の現況は田であることを確認しています。譲受人は譲渡人の娘であります。譲渡人は高齢になってきたことで管理が難しくなったので、自分の娘に相続ではなく売買という形で契約を交わしたそうです。現在、この田は中土佐町大野見の畜産の方に堆肥をまいてもらうようお願いをしているようです。周辺農地に迷惑をかけないように、圃場内にタイヤショベルと大型トラクターを持ち込んで作業されています。今のところ、周辺農地に悪影響を与えるような問題は起きていません。以上の結果番号2番の所有権移転については問題ないと判断しましたとのことです。以上です。

議長 番号3番について。39番 吉田健夫委員。

39番 7月21日に現地確認し、譲渡人の方にお話を聞いております。地目は畑になってますが、現状田であり、水稻を栽培していることを確認しました。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は年間150日、農作業に従事することを確認しております。メインは水稻で9反ほど。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。この農地は、譲受人の自宅の前の畑で以前から譲ってほしいと譲渡人に話をしていたそうです。

以上の結果番号3の所有権移転は問題ないと判断いたしました。

議長 続きまして番号4番について、13番 武内道則委員。

13番 23日現地確認と聞き取りに行ってきました。現況は畑であります。栗が6本植わっており、下地もあまり刈っておらず管理されているようには見受けられませんでした。今回の売買の話は譲渡人の方が高齢のために買って欲しくないかという話で、売買に至ったのかと思いきや、譲受人の方から売ってくださいと頼んだということです。なかなか大きい栗の木が立っているもんですから、栗でも拾うてなんかするのかなと思いきや、上の段の田んぼに影になって葉っぱも落ちるし、迷惑がか

かるということで売ってもらえれば、除けて根っこが枯れるまではカボチャをふちの方に植えたりしながら、枯れて耕せるようになったら家庭菜園をするということでございました。

また、隣にももう一つ畑があるんですけど、そちらの方も管理が行き届いておらず、カズラっていうのがあるんですけど、あれが鳥獣害のネットに巻きついて、非常に取るのが面倒くさいもので、管理せんがやったら売ってくださいと隣も頼んでいるということでございました。

譲受人の方はシシトウ農家であり、聞き取りの時もシシトウのパック詰めをされておりました。年間 150 日以上 of 作業に従事することは確認しております。この方非常に几帳面な方で、メディアの方に毎年出るんですけど、桜が終わった頃に鍋谷のつつじというのがテレビに出るんですけど、それを管理されてる方でシシトウ畑も非常にきれいに管理されておるわけでございます。ですので、今回の案件問題ないかと考えます。

以上です。

議長 続きまして番号 5 番について、11 番 土居稔委員。

11 番 番号 5 について譲受人に面会し確認をいたしました。今回の案件は、町外に居住する姉から地元に住居する妹への贈与です。妹は今回贈与される農地で米、シシトウ、インゲン、ナバナなどを栽培する専業の農家でした。

しかし新型コロナウイルス等の影響でシシトウなどの出荷額が落ち込んだこともありまして、3 年ほど前から施設へ勤務し、仕事の休日等を利用し、自給野菜の栽培や草刈りなど農地を管理しており、周辺農地への悪影響もありません。

以上におきまして、番号 5 の贈与による所有権移転は問題ないと判断をしております。

議長 議案第 15 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
27 番 市川正司委員。

27 番 番号 1 番の件でお伺いしたいのですが、譲受人の苗字が一緒の方がおるんですが、この参考資料の方にはこれは奥様の名前がいいのですか。

事務局 この添付資料の 18 ページにある周りは娘さんの名前で娘さんの土地となっております。以上です。

議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 15 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 4 議案第 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。

議案書は 11 ページです。今回は窪川地域の 1 件です。

番号 1 についてご説明します。

添付資料は 24 から 25 ページです。

申請地は、1 筆。土地の所在、魚ノ川字シノベヤブ 381 番 4、地目、畑、面積 173 m²の内 32.8 m²の農地です。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地の新設です。転用理由は納骨堂の新設です。農地区分ですが、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種農地と判断しております。転用計画につきましては、25 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側は同意有の農地、東側は原野、西側は町道、南側の地目は宅地と農地ですが、原野化しており、周辺農地への影響は特にないものと考えています。土地の造成計画については、整地のみで全面砂利敷きとします。進入計画については、西側の町道より直接進入します。排水計画については、排水は雨水のみであり、申請者所有地で自然浸透とします。資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。

議案第 16 号の説明は以上です。

議長 議案第 16 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。28 番 大西博之委員。

28 番 22 日に現況を確認してきました。現況は畑で、南瓜が植わってますけども草刈等なんかはされてないような感じでした。本人に確認いたしましたら墓地を建てたいということで許可がおり次第、着工したいということと、必要最小限の計画で問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 16 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 5 議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

議案第 17 号 番号 2 番は、私が四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号 1 番の審議、採決を行い、その後に私が議長を交代して退席し、番号 2 番の審議、採決を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。

議案書は 12 ページです。今月は窪川地域の 2 件です。

番号 1 添付資料は 26 ページから 27 ページです。

申請地は、1 筆。土地の所在、見付字大切 898 番 1、地目、畑、面積 242 m²の農地です。権利事由は、売買による所有権の移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、駐車場の新設です。転用理由は、譲受人の経営する加工場の従業員が増えたため、新たに土地を探していましたが、加工場にも近い本申請地を譲ってもらえることとなり、県道にも面し動線も良いため駐車場を新設するものです。農地区分ですが、申請地は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しています。転用計画につきましては、27 ページの土地利用計画図に示している形で、駐車場を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側、西側、東側は宅地、南側は県道で、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については特に無く、整地のみ計画となっています。進入計画については、申請地南側の県道より直接進入します。進入路の取り合わせ工事は特にありません。排水計画については、雨水のみで自然浸透とします。資金計画については、金融機関の残高証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号 1 は以上です。

議長 議案第 17 号 番号 1 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足をお願いします。番号 1 番について、20 番 中城康子委員。

20 番 22日に現地を確認してまいりました。現地は畑です。前からこの譲受人のお母さんが借りて、野菜を作っていたみたいですが、年間3000円ぐらいで借りてみたいですが、それで譲渡人の方が安いし、持っていてメリットがないって言ってました。譲受人の方は許可があり次第着工をする予定です。その畑には、周辺は譲受人の家と隣も宅地になっておりまして、排水は浸透って言ってましたけど、道路側溝へ、雨水なんかは流れ込むと思いますので周辺農地には絶対影響はないと思いますので、この案件は問題ないと思います。以上です。

議長 議案第17号 番号1番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号1番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号1番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号2番の審議を行いますので、議長を竹村加壽子委員に交代して、私は退席します。

議長代理 事務局の説明を求めます。

事務局 番号2 添付資料は28ページから32ページです。

申請地は、1筆。土地の所在、藤ノ川字下切1217番2、地目、田、面積495㎡の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、自己住宅の新設です。転用理由は、現在アパートに居住していますが、子供も産まれ手狭となっていることから住宅を新築したいと適地を探していたところ、実家に近い本申請地を譲っていただけることとなり、住み慣れた場所で最適と考え自己住宅を新設するものです。農地区分ですが、申請地は特定土地改良事業施行地であり、第1種農地と判断しますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第1項第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、29ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干し場、BBQスペース、家庭菜園等を整備する計画です。

周囲の状況・影響については、北側は山林、西側は譲渡人の農地、それ以外はすべて譲受人の父親の所有地であり、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については整地のみで、全面砂利敷きとします。進入計画については、南側の農道より直接進入し、申請地内にて進入するための工事を行います。排水計画については、雨水は申請地内で自然浸透、汚水は合併浄化槽により南側の既存の排水路に排出します。資金計画については、融資見込み証明書及び通帳残高により、必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長代理 議案第 17 号 番号 2 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足をお願いします。31 番 武市敏男委員。

31 番 7 月 23 日に、この件につきまして、譲受人、譲渡人と譲受人の父親と現地確認しました。現状は田であります、現在稲が植わっている状況であります。許可が下り次第、着手したいということを確認しております。また、必要最小限度の計画で、特に問題ないと聞いてます。また周辺農地の同意もあり、また排水計画も問題ないと聞いております。この件につきまして確認の結果、番号 2 番の転用は問題ないと判断しております。以上です。

議長代理 議案第 17 号 番号 2 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長代理 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長代理 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号 2 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長代理 挙手全員であります。

よって、議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号 2 番は、原案のとおり可決されました。

19 番 太田祥一委員の除斥をとき、入室していただきます。

議長代理 太田祥一委員、番号 2 番は原案のとおり可決されました。
それでは、議長を交代します。

議長 続いて、日程第 6 議案第 18 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

議案第 18 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書は 13 ページです。添付資料については 33 ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 6 年 8 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域の 13 件、西部地域 1 件の計 14 件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番と 2 番については、農地中間管理機構を通した売買となります。まず、所有者より農地中間管理機構へ所有権を移転し、その後、耕作者へ所有権が移る予定です。耕作者へ所有権が移る案件は 9 月の総会を予定しているとのことです。

番号 1 番 土地の所在地、興津字元地 3549 番、地目、田、面積は 799 m²です。作物は茗荷を栽培する計画です。権利の種類は所有権移転の設定です。

番号 2 番 土地の所在地、興津字元地 3550 番、地目、田、面積は 2,388 m²です。作物は茗荷を栽培する計画です。権利の種類は所有権移転の設定です。

番号 3 番から番号 10 番については農地中間管理機構の一括方式による使用貸借権の設定になります。

番号 3 番から番号 10 番については設定を受ける者が同じなのでまとめて説明します。

番号 3 番、土地の所在地、興津字森ノ前 3661 番、地目、田、面積 232 m²です。

番号 4 番、土地の所在地、興津字森ノ前 3658 番、地目、田、面積 803 m²です。

番号 5 番、土地の所在地、興津字森ノ前 3665 番、地目、田、面積 775 m²です。

番号 6 番、土地の所在地、興津字森ノ前 3657 番、地目、田、面積 1,026 m²です。

番号 7 番、土地の所在地、興津字森ノ前 3662 番、地目、田、面積 762 m²です。

番号 8 番、土地の所在地、興津字森ノ前 3659 番、地目、田、面積 656 m²です。

番号 9 番、土地の所在地、興津字森ノ前 3664 番、地目、田、面積 489 m²です。

番号 10 番、土地の所在地、興津字森ノ前 3660 番、地目、田、面積 634 m²です。

設定は新規になります。期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの 3 年 1 か月です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

続いて番号 11 番 土地の所在地、大井野字松カサコ 856 番、地目、田、面積 3,056 m²、他 4 筆あり、合計 5 筆、面積は合計 11,481 m²です。設定は新規になります。期間は令和 6 年 8 月 2 日から令和 9 年 7 月 31 日までの 3 年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 12 番 土地の所在地、大井野字扇田 675 番、地目、田、面積 2,132 m²、他 1 筆あり合計 2 筆、面積は合計 4,578 m²です。設定は更新になります。期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 16 年 7 月 31 日までの 10 年です。作物はユリを栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 13 番 土地の所在地、野地字天一畑 1053 番、地目、田、面積 2,270 m²、他 1 筆あり合計 2 筆、面積は合計 6,165 m²です。設定は新規になります。期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 5 年です。作物は水稻と里芋とピーマンを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。窪川地域は以上です。

続きまして西部地域です。

番号 14 番について説明します。土地の所在地、地吉字中亀越 1957 番 2、地目、田、面積 303 m²です。外 1 筆あり合計 2 筆、面積 1,128 m²です。

設定は新規になります。期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 5 年になります。作物はセンブリを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長

議案第 18 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。

番号 1、2 番は受け手が農地中間管理機構ですので省きます。

番号 3 番から番号 10 番まで受け手が同じということで、一括をお願いします。

10 番 東出一茂委員。

10 番

番号 3 番から 10 番まで借受人が同じなのでまとめて説明します。22 日に借受人から確認しました。現況は田です。借受人は認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。また、年間 150 日以上農業に従事しています。周辺農地にも悪影響を与えないことも確認しました。借受人は以前から貸付人との契約で耕作していましたが、今回利用権を設定し、今後も耕作するそうです。新規の設定ですが、特に問題ないと判断します。以上です。

議長

続きまして番号 11 番、12 番一括で。事務局。

事務局

番号 11 番 12 番について岡村博晶委員から補足説明を預かっております。番号 11 番について 7 月 24 日に現地確認と借受人から確認をいたしました。借受人は、認定農業者ではありませんが、地域の担い手として長年農業に携わられている方です。現地もしっかりと管理されており、記載内容の通りで特に問題はないと判断いたします。

番号 12 番について、同じく 7 月 24 日、現地で借受人に会い確認しました。借受人は認定農業者であり、地域の担い手でもあります。農業用ハウスの周辺も整備されており、記載内容の通りであることを確認しました。更新でもあり、特に問題ないと判断しますとのことです。以上です。

議長

続きまして番号 13 番について、4 番 小野重明委員。

4 番

25 日に借受人の方に会ってきまして現地確認もしました。もう里芋、ピーマン、水稻が植わっております。どうも新規就農者みたいな感じがするけど、頑張ってピーマンの値はどうよと聞いたらまずまずという事で頑張って取っております。その結果、若い方ですので、頑張っていたきたいと思います。以上です。

議長

続きまして番号 14 番について、14 番 吉良榮委員。

14 番

番号 14 について説明します。現況は田です。もうセンブリが植わってました。

借受人ですが、椎茸、センブリ、水稻など栽培しており、経験豊富な十和地域では数少ない専業農家であります。すでに後継者もおり、地域で期待する担い手があります。新規設定ではありますが、父がこの土地を以前より借りて稲を作っていました。借受人がセンブリを栽培することになり、これを機に利用権設定を出しました。借受人は年間 150 日以上農作業に従事し、効率よく農業経営を行っております。周辺農地も、本人と実家が耕作しており、悪影響も与えません。自分がセンブリを植えているので、よくここへ見に行きます。電話で終わらそうと借受人と話をしていたところ、気になるところがあり夕方確認に行きました。そうすると親子でセンブリの世話をしていました。貸出人ですが、夫に先立たれた後は、ほとんど自分のところの土地は耕作していません。25 日に確認すると私はできません。ようしませんというだけでした。

借受人ですが、認定農業者ではありません。認定農業者になれと勧めております。そうすると親子ではなれんもんですかと質問があったので、事務局へ問い合わせに行ったら親子でもなれると言いましたので、この時に親子で認定農業者になれるそうです、なってくださいと勧めてきました。以上、確認の結果、番号 14 番は問題なしと判断いたしました。審議をお願いいたします。

議長 議案書 18 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
16 番 中原英昭委員。

16 番 1 番と 2 番ですが、ハウスが建っていると思いますが、ハウスの面積ってどれくらいあるのか分かったら教えていただきたいです。

10 番 2,700 m²です。

議長 他の何かありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 18 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 18 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 19 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18

条第 11 項の規定に基づく要請について」を議題とします。

議案第 19 号は議席番号 31 番 武市敏男委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、武市敏男委員に退席していただき、議案の審議、採決を行います。

それでは、31 番 武市敏男委員は退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 19 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」を説明します。議案書は 18 ページです。添付資料は 76 ページからご覧ください。

この議案が公社へ促進計画案の作成を要請してよいかの審議となっています。

件数につきましては窪川地域の 2 件です。

受け人の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番と 2 番については設定を受ける者が同じなのでまとめて説明します。

番号 1 番、土地の所在地、親ヶ内字深沢 487 番、地目、田、面積、2,610 m²、他 2 筆あり合計 3 筆、面積は合計 6,516 m²です。

番号 2 番、土地の所在地、八千数字黒岩 2 番 11、地目、田、面積、110 m²、他 1 筆あり合計 2 筆、面積は合計 209 m²です。

権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は、水稻を栽培する計画です。

期間は番号 1 番が町認可日から令和 10 年 12 月 2 日まで、番号 2 番が町認可日から令和 11 年 2 月 28 日となっております。説明は以上になります。

議長

議案第 19 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明は私となっております。

番号 1 番、2 番について 7 月 23 日に、借受人から確認しました現地の方も確認しております。借受人は、ハウスニラと水稻を栽培しており、特に水稻は父親と一緒に周辺集落の農地を幅広く借上げて、親子共に、熱心に農業に取り組む姿勢は、地域の方も一目置いているほどでございます。借受人は地域にはなくてはならない、大規模経営する若手後継者でございます。よって内容も促進計画の通り、特に問題ないと判断を致しました。

議長

議案第 19 号について質疑を許します。質疑はありますか。

2 番 掛水誠幸委員。

2 番

76 ページの図面の中に 2-11 と 2-12 があるんですが、これは一筆になっているんですね。

19 番

確認をしてきましたが、一筆になっております。説明したら良かったかもしれませんが以前、借りておった方が、こういったことで設定をしておったという形で実際一筆であるが、以前の方がこのような形で借り受けていたので、引き続いて残りの日数を借り受けたということだそうです。

議長 他に何かございませんか。11 番土居稔委員。

11 番 初歩的な質問なのですが、なんで合計 5 筆を 1 つの番号にしなかったのか。3 筆と 2 筆に分けたのか。

議長 事務局。

事務局 以前借りられていた方が解約をして、契約期間の続きを借りるような形になっておりますので、借りる終了期間の時期などが違いますので議案が 2 つになっております。以上です。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 19 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 19 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」は原案のとおり可決されました。
31 番武市敏男委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 武市敏男委員、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 報告第 6 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 6 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」ご説明します。
議案書は、3 ページからです。
件数は窪川地域から 3 件になります。
借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。
番号 1 番 土地の所在地、六反地字倉木谷口 345 番 1、地目、田、面積 2,218 m²です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和 6 年 6 月 1

日です。

番号2番と3番は同じ地番になりまして、番号2番が耕作者と中間管理機構との合意解約、番号3番が中間管理機構から所有者に戻る合意解約となります。

番号2番 土地の所在地、黒石字山ノ下1571番、地目、田、面積は2,723㎡、他1筆あり、面積は計5,840㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年6月12日です。

番号3番 土地の所在地、黒石字山ノ下1571番、地目、田、面積は2,723㎡、他1筆あり、面積は計5,840㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年6月12日です。以上となります。

議長 報告第6号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第6号は終わります。

議長 続いて、日程第9 報告第7号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第7号「農地法第3条の3の規定による届け出について」を報告します。
議案書は、4ページです。
件数につきましては、窪川地域5件となります。
なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、峰ノ上字上ヤシキ557番、地目、田、面積、2,821㎡、他3筆あり、合計4筆、面積7,621㎡です。届出日、令和6年6月20日、届出事由 相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号2番 土地の所在地、峰ノ上字ムロジ谷220番、地目、畑、面積、681㎡、他1筆あり、合計2筆、面積775㎡です。届出日、令和6年6月20日、届出事由 相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号3番 土地の所在地、峰ノ上字峠292番1、地目、畑、面積、543㎡です。届出日、令和6年6月20日、届出事由 相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号4番 土地の所在地、大井野字松カサコ856番、地目、田、面積、3,056㎡、他4筆あり、合計5筆、面積11,481㎡です。届出日、令和6年7月3日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号5番 土地の所在地、窪川字カケノヒラ1381番15、地目、畑、面積、111㎡、他32筆あり、合計33筆、面積11,953㎡です。届出日、令和6年6月11日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

説明は以上です。

議長 報告第7号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第7号は終わります。

議長 続いて、日程第10 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第8号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規程、第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書7ページから8ページをご覧ください。

今月は窪川地域から5件、西部地域から3件となっております。

番号1番。添付資料は1ページから2ページです。土居字中エ上ハ通390番、地目、畑、面積、63㎡です。申請地は20年以上前から耕作放棄地となっております。

令和6年6月11日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号2番。添付資料は3ページから4ページです。奈路字神ノ前541番2、地目、畑、面積7.45㎡です。申請地は20年以上前より宅地の一部として利用し現在に至っております。令和6年6月13日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号3番。添付資料は5ページから6ページです。東川角字中堤乙27番、地目、田、面積132㎡です。申請地は昭和47年頃に建物が建築され、現在に至っております。令和6年6月26日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号4番。添付資料は7ページから8ページです。興津字元脇56番、地目、畑、面積79㎡、外1筆あり、合計2筆、面積240㎡です。申請地は10年以上前より耕作放棄され現在に至っております。令和6年7月1日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号5番。添付資料は9ページから10ページです。仁井田字寶田1350番2、地目、田、面積127㎡です。申請地は10年以上前から耕作放棄地となっております。

令和6年7月4日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

続きまして西部地域からです。

番号6番、添付資料は11ページから12ページをご覧ください。土地の所在地は、久保川字ウシノダバ260番1、地目、畑、面積186㎡です。外1筆あり合計2筆、面積は265㎡です。申請地は、平成10年頃から不耕作で現在は、山林となっております。四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のウ やむを得ない

事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、令和6年6月20日、担当委員との現地確認の結果非農地証明を発行しております。

続いて番号7番、添付資料は13ページから14ページをご覧ください。土地の所在地は、大正字奥田46番、地目、畑、面積438㎡です。外1筆あり合計2筆、面積は842㎡です。申請地46番は、23年以上前から不耕作地で現在は原野となっており、同じく47番も23年以上前から駐車場として利用しており現在にいたります。それぞれが四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地、証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和6年6月25日、担当委員との現地確認の結果非農地証明を発行しております。

続いて番号8番、添付資料は15ページから17ページをご覧ください。土地の所在地は、里川字東谷145番1、地目、田、面積806㎡です。外1筆あり合計2筆、面積は1722㎡です。申請地は両筆とも、20年以上前から耕作放棄地となっており現在にいたります。それぞれが四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地のため非農地であると認め、令和6年6月28日、担当委員との現地確認の結果非農地証明を発行しております。

説明は以上です。

議長 報告第8号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第8号は終わります。

議長 続いて、日程第11 その他の件について議題とします。
まずその他の件で、私が冒頭、挨拶中で言いましたが、兵庫県の加古川市農業委員会の視察研修を7月の5、6日で行ってまいりましたので、そちらの報告を掛水誠幸委員に先ほど頼みましたので報告をお願い致します。

2番 加古川市の研修について私はもうすでにレポート出しておりますが、そのレポートがあったら非常にわかりやすかったんですが、自分も何を書いたかを既にもう忘れてる状態ですがよろしくお願ひします。

会長が言われましたように、加古川市については都市型の本当に高速が走る途中で見ると、農地がどこにあるんやろうかというぐらいのところの本当に高知市の中の田んぼがあるのかなってというようなイメージの街でしたので、あまり自分たちとの山間部と比較するには非常にしにくいところもありました。

向こうの話の中では耕作放棄地の解消について、全体で1000万ぐらいの予算がついたうちの一部ですが、反当10アール当たり2万円の補助金を出して耕作放棄地になって木が生えてるところを直して現在田んぼとして植えられてる例を出していただきました。ですからそれ一筆だけじゃないと思いますが、いくつかのそういう耕作放棄地の解消のための補助金を考えてますよってという話がありましたので、ぜひ四万十町としても今後そういう予算付けをして、耕作放棄地が元に戻る

ようになったらいいかなと思ってもって話を聞いてまいりました。

それから、地域計画と図面については、5年前にやった計画を基にギリギリまで待って、提出するということでしたので、四万十町とほぼ一緒かなというような状態で話を聞いてまいりました。

一番成果があったと私個人が思われるのは、女性委員全員が参加していただきましたので、多分、今後四万十町の農業委員会の活性化に女性委員が活躍してもらえんじゃないかと思うことが一番最大のメリットだったと思っております。

議長

すみません、急きょ頼みましてありがとうございました。一点だけ、付け足していただきたいと思います。この研修の中で先ほど言われましたように、都市型の農業をやっておるところなんです、市を6ブロックに分けているそうです。その6ブロックで、それぞれが農地パトロールとか行って、そのブロックごとに農地と一緒に確認したりとか、またブロックごとにいろんな食育とか、最適化活動とか、そういったいろんな活動をしたり、それから地域の情報なんかも入れた農業委員会通信をブロックごとに出しておるそうです。先ほど女性委員と一緒にお食事会に参加させていただいたんですが、利用状況調査を今やってますよね。そういう中のその確認も含めて、ここはブロックを分けてませんが、地区地区みんなで確認するような、例えば東又だったら東又のメンバーが集まってやるとか、仁井田なら仁井田のメンバーとか、分け方は色々あると思いますが、大正だったら大正、十和だったら十和というような形でもあると思いますが、そういった形でブロックで活動する、ブロックで利用状況調査そういった活動もやっていったらどうかなという意見も先ほど出ましたので、今後そういったことも来期9月以降新しい体制になりますので、そういったのもまたいろいろ考えまして、活動に活かせるかなということも出ておりましたので、次の新しいメンバーの方でまたそういった形を模索していければいいかなということも出ておりました。といった感じで、いろいろと形は違う都市型農業と四万十町は一次産業中心の農業なんです、全く違う農業なんです、いろいろ地域に溶け込むような地域の情報、農業委員会活動もしておったといったような研修だったと思います。先ほど掛水誠幸さんが言われました通り、女性委員が本当に場をバスの中もすべて盛り上げていただきまして、本当に楽しい最後の研修になりました。本当に行かれた方、ご苦勞様でございました。ありがとうございました。報告はこれで終わりたいと思います。

議長

他になければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

議長

以上をもちまして、令和6年度 四万十町農業委員会7月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後2時55分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和6年 月 日

会 長

署名委員 12 番

署名委員 36 番
